

民生常任委員会記録

日時 令和8年9月8日（火）

場所 第二委員会室

午前 11時34分 開会

○後藤 啓委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席であります。直ちに本日の会議を開きます。

本委員会に付託されております案件は、お手元に配布の次第のとおり、議案1件であります。それでは、順次審査を行います。

議第74号 酒田市児童発達支援センター設置管理条例の一部改正について

○後藤 啓委員長 初めに、議第74号酒田市児童発達支援センター設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

こども未来課長。

○こども未来課長 それでは私の方から、議第74号酒田市児童発達支援センター設置管理条例の一部改正について御説明いたします。

改正の理由ですけれども、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律、以降は単に法と申し上げます、の一部改正に伴い、この条例が引用する条項を変更するため、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、特定相談支援事業を定義する法第5条に新たな項が追加されたため、項番号が第18項から19項へ繰り下がったことから、条例の引用する箇所を改正するものでございます。新旧対照表の方をご覧ください。第3条第5号では、特定相談支援事業を定義するため法引をしておりますが、この中で法第5条第18項とある部分を法第5条第19項に改めるものとなっております。戻りまして、施行期日は公布の日からでございます。

説明は以上となります。よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○後藤 啓委員長 これより質疑を行います。

（なし）

○後藤 啓委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（なし）

○後藤 啓委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第74号酒田市児童発達支援センター設置管理条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議第74号は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（異議なし）

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第74号は原案のとおり決しました。

以上で本委員会に付託されました議案1件の審査は終了いたしました。

なお、報告書の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○後藤 啓委員長 ご異議なしと認めます。

よって報告書の作成は正副委員長にご一任願います。
これをもちまして、民生常任委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

午前 11 時 38 分 閉 会